

新しい保育所保育指針作成への提言概要

平成19年 1月25日

社団法人 全国私立保育園連盟

本連盟では、「今回の指針改訂は新たな指針を策定する意気込みをもって行うべき」との考えから、保育・子育て総合研究機構の事業として「新しい保育指針を考える会」に提言の作成を委託して来たが、このたび中間報告がえられたので、現段階ではこれを下敷きに意見聴取に臨むこととし、以下のとおり提言する。

現行指針に感じる問題点

現行の保育所保育指針は、概ね正しい方向性を示していると考えられるが、現場においてどう使われているかを見たとき、いくつかの問題点がある。

第1に、保育の目標として「その子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うこと」を掲げているが、「望ましい未来をつくり出す力の基礎」とは何か、その本質的なものが示されていないこと。そのため、「目指すべき諸事項」として上げられている6つの事項（養護の側面と五領域での能力や心・態度の育成）が並列的に保育の目標であるかのように受け取られてしまいがちである。

第2に、年齢ごとに子どもの発達の特徴を示し、それに続いて6つの事項に対応した保育の「ねらい」「内容」を示しており、ある意味では使いやすいものとなっているが、そのためかえって保育の現場では、これが各年齢における保育の達成目標であるかのように受け取ってしまう傾向を生んでいること。

第3に、保育は「家庭養育の補完」ではなく「保護者と共同して子どもを育てる営み」として捉えるべきであり、それを可能とするための指針が不十分であること。

第4に、人格的にも能力的にも形成途上にある保育者が、保育を行うことを通して人間的にも保育者としても育って行くのであり、その過程が明確に示されていないこと。

第5に、保育所における保育の特性を「養護と教育が一体となって」としているが、「養護とは何か」「教育とは何か」が明確でなく勝手な解釈を生じさせていること。

新しい保育所保育指針作成への提言の要点

1 保育の根幹に、次のような一文を据える必要がある。「保育の場は、子どもたち一人ひとりが、周囲から主体として受け止められ、主体として育っていく場である。そして保育は、保育者と保護者が協同して子どもを育てるという基本姿勢の下に営まれるものである。」

2 「主体として育つ」ということの意味は十分に説明されなければならないが、最低限明らかにしておきたいことは、能動的、自己実現的な側面だけでなく、他者に対して開かれ、他者とつながり合うという側面を不可欠な要素として含んでいるということである。「わたしはわたし」と「わたしは私たち」の両面を備えた一人前の大人になっていくための基礎を育てることが保育の目標だと言い換えてもよい。

3 子どもは乳幼児期を通して著しい諸能力の発達を示し、それらが「主体としての育ち」に影響を与えるが、「主体としての育ち」を中心に据えるならば、能力面の育ちばかりでなく、むしろ目に見えない心の育ちが重視されなければならない。自信、自己肯定感、信頼、安心、意欲、興味、関心の広がり、対人関係の中で経験する心の動きなどが、これまで以上に重視される必要がある。

4 「主体としての心の育ち」は乳児初期から成長とともに様相と課題を変えて行くが、それを培って行くのは、まずはその子の存在を認め尊重し支える養育者、保育者であり、次いでは他の子ども、友達存在であり、さらには周囲の人々、広く言えば地域の人々であろう。いずれにせよ、それら他者との関係性こそが「主体としての心の育ち」を育む主要因として重要である。

5 子どもは、人だけでなく、それ以外の環境とも関わりながら育っていく。保育者は、子ども自身が環境から見いだすであろう意味を視野に入れつつ、他方で「育てる者」としての願いをそれに重ねる仕方で保育環境を整える。子どもは与えられた環境を独自に意味づけし、独自の世界を生み出す。いわば、子どもは環境を創造的に作りかえて行く。その意味で、保育環境は、子どもと保育者の協同によって作り出されるものとする必要がある。

6 保育の場は、主体である子どもと主体である保育者が協同の生活を展開する相互主体的な場として捉える必要がある。保育者は子どもと共に生きることを志向しなければならない。そのとき保育の計画は、協同の生活の大きな枠組みとして捉えるべきで、そのとおりに実施されるべき実行計画として捉えるべきではない。

7 保育者が子どもと共に生きた保育の意味を振り返り考察することが重要である。そのことを通して日々新たな保育を築くことが可能になるとともに、保育者の子ども理解と自己理解が深まり、保育者として人間として成長して行く。また、このことが保育者集団の中で検討され吟味され、確かなものとして共有されて行くことが重要で、それこそが保育の質を決定づけるということが示されるべきである。

8 保育の質を問うに当たっては、何よりも「主体としての心の育ち」の視点から保育の質が問われ、質の向上が目指されなければならない。保育の質の向上は単に「この場面ではこう対応する」というマニュアルの習得によって可能になるものではなく、7に記したような過程を通して可能になるものである。このような視点に立った評価と研修の在り方が模索されなければならない。

9 保護者と保育者の関係が、ともするとサービスの利用者と提供者という関係に傾きがちな状況にある今、保育とは保育者と保護者が協同して子どもを育てる営みであることが強調されなければならない。そしてそれが現実のものとなるためには、保育の目標と保育の実際、そして子どもの状況に関する理解が、両者の間でできうるかぎり共有されなければならない。そのための方法が様々に模索されるべきで、そのことが指針においても示される必要がある。子どもを中に挟んで、共に悩み、また成長の喜びを共にすることを通して、共有するものを広げて行けるはずである。